

(書式 1 - 4 - 8)

遺産分割を禁止する遺言書

遺 言 書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

遺言者は、遺言者の遺産全部について、その分割を相続開始の時から5年間禁止する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者 〇 〇 〇 〇 印

解説

5年を超える禁止はできない(民法第908条)。遺産の一部(例えば不動産)についてのみ分割を禁止することもできる。

なお、「家業を継続してもらうため」あるいは「三男が未成年で、遺産分割協議には特別代理人の選任が必要となるので、三男が成年に達して自ら協議に参加できるようにするため」などのように、分割禁止の理由を付言しておく配慮が必要な場合もある。



* 遺言書の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/> をご覧下さい。

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所